

○遠距離通学児童・生徒通学費補助事業

・概要

- (1) 市町村が人口の過疎化現象に起因する児童・生徒の減少に対処するための学校統合に伴う遠距離通学費を負担し、その当該負担額が該当年度において30万以上の場合、国がその一部を補助することによって、へき地学校等における教育水準の向上を図ることを目的としている。
※ 補助内容等については市町村の条例により異なる。

・関係法令等

- (1) へき地教育振興法
- (2) 離島振興法
- (3) 過疎地域自立促進特別措置法及び豪雪地帯対策特別措置法
- (4) へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱

・補助対象児童・生徒基準

- (1) 通学距離が4 km以上の児童及び6 km以上の生徒のうち、要保護及び準要保護児童・生徒を除く。
※ 要保護・準要保護児童生徒は要保護・準要保護補助金にて対応となるため別業とする。
※ 区域外通学児童については市町村により対応が異なるため確認のこと。
- (2) 積雪等のある間の豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項に規定する豪雪地帯をいう）に係る通学費の通学距離については、児童にあつては2 km以上、生徒にあつては3 km以上とする。
- (3) 特別支援学級の児童にあつては通学距離を問わない。
- (4) 船舶利用者にあつては通学距離を問わない。

以 下 余 白